

## 修学資金の貸付による医師・看護師の確保対策

6月補正予算額 39,240千円

(当初予算とあわせ 829,465千円)

(H28当初 720,292千円)

### 1 事業の目的・概要

地域に必要な医療を安定的に提供するため、医学部生や看護学生に対する修学資金の貸付対象者数を拡充し、医師・看護師の確保対策を一層強化します。

### 2 貸付制度の概要

◎ 医師修学資金貸付事業 33,000千円 (当初予算とあわせ 506,100千円)  
(H28当初 438,900千円)

(1) 長期支援コース ※H21年度～ 貸付枠：H29年度当初 38名⇒6月補正 48名 (+10名の拡充)

[貸付対象] 県内の大学医学部、知事が指定する県外の大学医学部（順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学）の学生

[貸付額] 国公立大学 15万円/月、私立大学 20万円/月

(2) ふるさと医師支援コース ※H26年度～

貸付枠：H29年度当初 10名⇒6月補正 15名 (+5名の拡充)

[貸付対象] 県外の大学医学部の学生（※大学の限定はありません。）

[貸付額] 一律 15万円/月

\*いずれも卒業後に貸付期間の1.5倍の期間（最長9年間）、県内の病院等に勤務することで貸付金の返還が免除されます。



◎新規貸付枠：H29年度当初 48名⇒6月補正 63名 (+15名の拡充)

◎ 保健師等修学資金貸付事業 6,240千円 (当初予算とあわせ 323,365千円)  
(H28当初 281,392千円)

[貸付対象]

看護師等養成学校に在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

※なお、H25年度までは県内の看護師等養成学校の学生に貸付対象が限定されていましたが、H26年度から県外の看護師等養成学校に在学する者（県内居住者等に限る）まで対象を拡大しています。

[貸付額]

・看護師・保健師・助産師 18,000円/月(民間立) 16,000円/月(公立)

・准看護師 10,500円/月(民間立) 7,500円/月(公立)

\*卒業後に県内の病院等に5年間勤務した場合、貸付金の返還が免除されます。



◎新規貸付枠：H29年度当初 560名⇒6月補正 590名 (+30名の拡充)

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部医療整備課

043-223-3883・3877

# 暮らしを支える・ちばの在宅医療推進の取組

6月補正予算額 31,100千円

## 1 事業の目的・概要

誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らすために、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るとともに、在宅で受けることができる医療や介護の内容など在宅医療等についての県民理解を促進します。

## 2 事業内容

### ○在宅医療スタートアップ支援事業【新規】 17,000千円

診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや在宅療養支援診療所の経営等に関する研修を行うとともにアドバイザー派遣を行います。

#### 1 在宅医養成研修事業 9,000千円

診療所や病院の医師等を対象に、在宅医療を実施するための動機づけ、必要な知識（がん、認知症、看取り、小児など）、在宅療養支援診療所の経営、在宅医の負担軽減策等に関する研修を行うとともに、訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問研修を実施します。

#### 2 在宅療養支援診療所設立支援アドバイザー派遣事業 8,000千円

在宅医養成研修を受講した医師を対象に、個別の診療所や病院ごとにマーケティング調査を実施し、在宅療養支援診療所の経営等のコンサルティングを行うアドバイザーを派遣します。

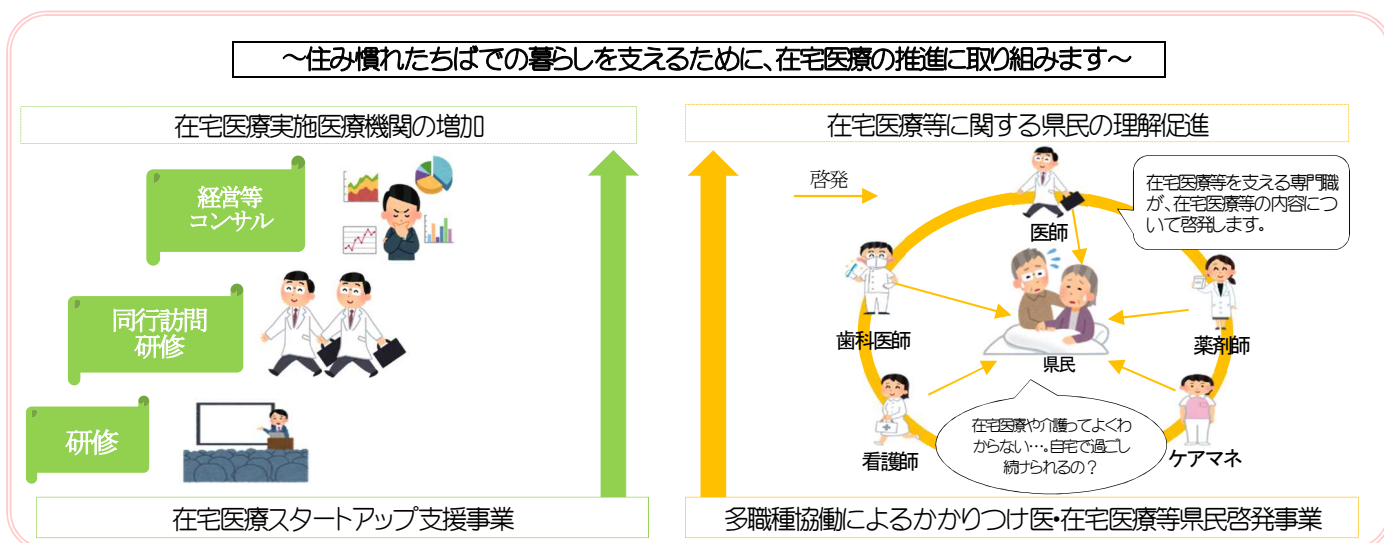
### ○多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発事業【新規】 14,100千円

県民に対して、かかりつけ医等を持つことの必要性や、訪問診療や訪問看護、訪問介護などの在宅で受けることのできる医療や介護の内容などをわかりやすく啓発するために、医師会等の医療・介護団体が連携して行う県民啓発活動に対し助成を行います。

[補助対象] 医師会等が連携して行う在宅医療等について県民の理解を深める取組

[対象経費] 啓発物資等の作成、会員研修費、イベント経費等

[補助率] 10/10



担当課・問い合わせ先  
健康福祉部健康福祉政策課  
043-223-2608

## 救急安心電話相談事業【新規】

6月補正予算額 30,240千円  
(債務負担行為 141,000千円)

### 1 事業の目的・概要

症状の救急性や救急車の要否について判断に悩む県民に対し、医学的見地から適切に助言し、県民が地域で安心して暮らせるよう、看護師による電話相談を実施します。

本事業の実施により、軽症患者による不要・不急の救急車要請や夜間・休日の受診を減らし、消防機関や医療機関の負担軽減を図るとともに、緊急性の高い潜在的な急病傷病者の早期受診の促進を図ります。

### 2 事業内容

大人を対象とした救急電話相談です。

○救急電話相談センターの運営（平成29年11月～）

ア 相談日時：月曜～土曜 午後6時～午後11時  
日曜、祝日 午前9時～午後11時

イ 委託先：民間事業者

※電話番号は決まり次第、県ホームページ等でお知らせいたします。

体調が悪いけど、救急車を呼んだ方がいいかな？

チーバくん

熱が下がらないけど、病院に行った方がいい？

そんなときは、「救急安心電話相談」  
夜間・休日における病気などに対して、看護師が電話で相談に応じます。

- ・救急車を呼ぶべきか？
- ・すぐに病院に行くべきか？
- ・家庭内でできることは？

※子どもの急な病気やけがは「こども急病電話相談（#8000）」で対応しています。

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部医療整備課  
043-223-3879

## 骨髄移植におけるドナー支援事業【新規】

6月補正予算額 2,000千円

### 1 事業の目的・概要

骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）を促進するため、骨髄等を提供したドナー本人やそのドナーに骨髄移植時の入院等のためドナー休暇を与えた事業所に対して市町村が助成した場合に、その1/2を補助します。

※末梢血幹細胞移植とは

ドナーに薬剤を3～4日間投与することで骨髄から血中に流れ出した造血幹細胞を採取し、この造血幹細胞を骨髄移植と同様の方法で患者に移植する治療法のことです。

### 2 事業内容

[実施主体]

市町村

[補助対象]

- ① 骨髄を提供したドナー
- ② 従業員にドナー休暇を与えた事業所等

[上限額]

- ① 入院1日当たり20,000円（7日間を上限とする）
- ② 入院1日当たり10,000円（7日間を上限とする）

[負担割合]

県1/2 市町村1/2

担当課・問い合わせ先

健康福祉部薬務課

043-223-2624

## がんセンター施設整備事業（病院事業会計）

6月補正予算額 1,282,000千円

（当初予算とあわせ 1,531,000千円）

（H28当初 385,758千円）

（債務負担行為 24,361,000千円）

[特別会計病院事業]

### 1 事業の目的・概要

急速な高齢化の進展に伴い、がん患者の増加が見込まれる中、本県におけるがん診療の中核的な役割を担っている千葉県がんセンターは、昭和47年の開設以来40年以上が経過しており、施設の老朽化・狭隘化等が喫緊の課題となっています。

このため、将来のがん患者の増加に対応できる施設規模を確保するとともに、診療機能の強化を図り、より高度かつ良質ながん医療を県民に提供できるよう、新棟建設に着手します。

### 2 事業内容

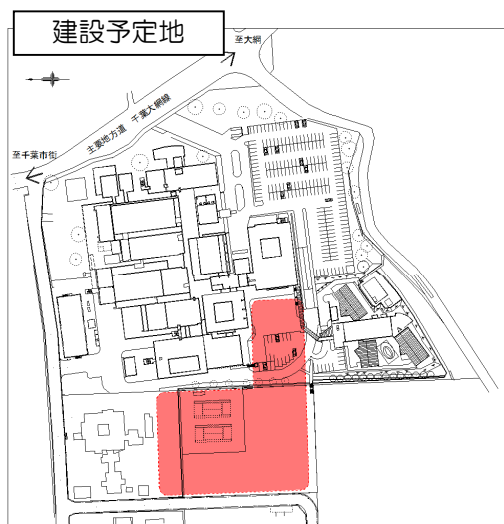
- ・ 平成31年度オープンに向けて、新棟の建設工事に着手します。
- ・ また、新病棟開院に伴う医療情報システムの構築や、新たに調達する医療機器、什器備品等の検討を行います。

### 3 整備概要

新棟建設・既存病棟改修（延床面積約56,000㎡、病床数450床）等

工期（予定）：H29年～H31年度（新棟オープン）

※新棟オープン後、既存病棟等の解体・改修等を予定（3年間程度）



新棟完成イメージ

担当課・問い合わせ先

病院局経営管理課

043-223-3961

## 千葉県社会福祉センター整備事業【新規】

債務負担行為 34,000千円

### 1 事業の目的・概要

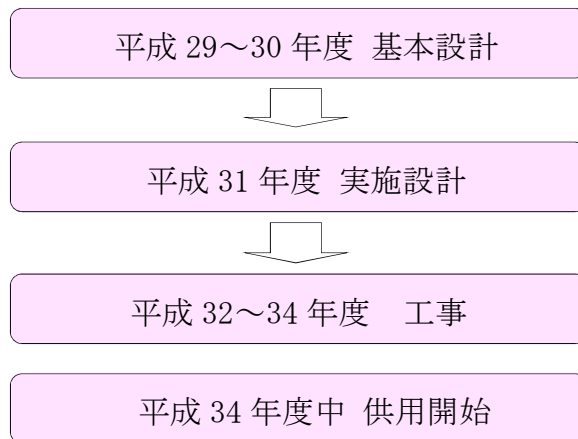
社会福祉活動の推進や災害時のボランティア活動の拠点としての機能を強化するため、耐震性能が不十分である千葉県社会福祉センターについて、県が主体となって再整備を行います。

### 2 事業内容

建物建築にかかる基本設計（債務負担行為 34,000 千円）

### 3 事業期間

平成 29～34 年度



### ○ 現千葉県社会福祉センターの概要

所在地	千葉市中央区千葉港4-3
敷地面積	1,178㎡
建物構造・面積	SRC造地上5階・塔屋2階建て 延床面積3,789.54㎡
開設年月等	昭和49年1月（築43年）
入館団体 (17団体)	社会福祉 7 団体 高齢者福祉 4 団体 障害者福祉 4 団体 その他 2 団体

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部健康福祉指導課  
043-223-2303

## 介護基盤整備交付金事業

6月補正予算額 390,000千円

(当初予算とあわせ 2,291,250千円)

(H28当初 1,700,000千円)

### 1 事業の目的・概要

介護施設の充実を図るため、県が整備を進めている特別養護老人ホーム以外の、市町村が整備する小規模な介護施設（小規模多機能型居宅介護事業所等）について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成します。

※定員30人を超える広域型特別養護老人ホームについては、県から施設に整備費を支援

#### ○小規模多機能型居宅介護事業所とは

居宅の要介護者等に対し、通いを中心に利用者の様態や希望に応じ、随時、訪問や泊りを組み合わせたサービスを提供する施設で、原則として施設がある市町村に居住する人だけに利用が限定されており、市町村が施設に整備費を助成する。

### 2 事業内容

#### ○地域密着型サービス施設等への整備への助成 390,000千円

(当初と合わせて2,291,250千円)

[補助対象] 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム 等

[限度額] 小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 32,000千円

認知症高齢者グループホーム 1施設 32,000千円 等

[整備床数等] 小規模多機能型居宅介護事業所 7施設 (当初予算とあわせ23施設)

認知症高齢者グループホーム 2施設 (当初予算とあわせ11施設) 等

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部高齢者福祉課  
043-223-2347

## 特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業

6月補正予算額 160,000千円  
(当初予算とあわせ 2,224,977千円)  
(H28当初 1,119,000千円)

### 1 事業の目的・概要

新たに開設する特別養護老人ホーム等が経営の安定化を図るため、開設時から質の高いサービスを提供するには、職員の確保等の体制整備を開設までに確実に実施する必要がありますことから、地域医療介護総合確保基金を活用し、施設開設前の準備経費に対して助成します。

### 2 事業内容

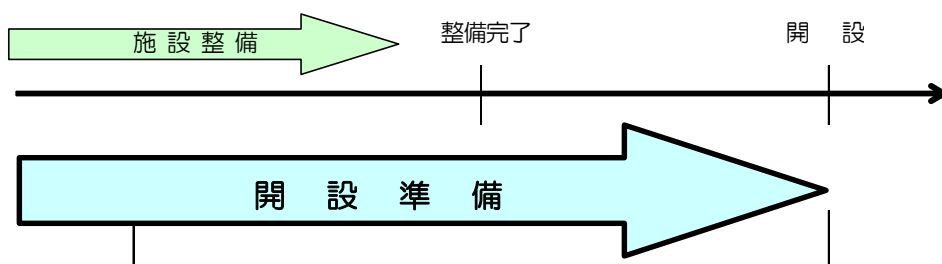
[対象経費]

開設前6か月における職員等の雇い上げ経費、広報宣伝費、備品等購入費など

[補助対象・単価（主なもの）]

- ・特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型）、小規模多機能型居宅介護事業所 等  
621千円（定員1人あたり）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
10,300千円（1施設あたり）

#### ○開設準備支援事業のイメージ



- 開設前6ヶ月間に必要となる経費に対して補助
- 看護・介護職員の募集、雇い上げ、研修等に係る経費
  - 事務経費（備品整備等）、広報経費 等

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部高齢者福祉課  
043-223-2343  
健康福祉部医療整備課  
043-223-3878



## ちば認知症子どもサポーター事業【新規】

6月補正予算額 6,500千円

### 1 事業の目的・概要

認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であり、平成37年には、全国の認知症高齢者は約700万人になると推計されています。一方、核家族化や地域の絆の希薄化により、子どもの高齢者への理解や関心が薄くなっています。

そのため、子どもが認知症への理解を深め、自分でできることを一人ひとり考え、地域で認知症の方やその家族を暖かく見守り応援できるよう、教育現場の協力を得ながら、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施を促進します。

### 2 事業内容

#### ① 事業の周知・啓発 3,130千円

##### ○説明会の開催

市町村、市町村教育委員会及び学校関係者（全小学校対象）を対象に説明会を開催し、事業の周知及び協力依頼を行います。

##### ○周知用ポスター・リーフレットの作成

県関係機関、市町村、教育機関等に配布します。

#### ② カリキュラムの作成 2,922千円

学校の希望や生徒の学年等に柔軟に対応できるよう複数のカリキュラムを作成します。

#### ③ キャラバン・メイトのスキルアップ研修 448千円

小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施できるよう講師となるキャラバン・メイトへの研修を実施するとともに、対象者の名簿を作成する。

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部高齢者福祉課  
043-223-2409

## 福祉タクシー導入促進事業【新規】

6月補正予算額 70,000千円

### 1 事業の目的・概要

高齢者や障害者など、交通弱者の交通手段の確保充実を図るため、福祉タクシー車両導入に必要な経費を助成します。

### 2 事業内容

【補助対象】 福祉タクシー車両購入経費

【上限額】 スロープ車：600千円/台、リフト装着車：800千円/台

(ただし、車両価格の1/3以内)

#### ○福祉タクシーとは

道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため、その事業の用に供する自動車で、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能な車両等です。



担当課・問い合わせ先  
健康福祉部健康福祉指導課  
043-223-2303